

岩美町ひとり親家庭支援医療費助成

令和5年4月診療分からひとり親家庭の医療費を無償化します！

対象者 特別医療費助成制度のひとり親家庭の対象となる養育者、
子ども

申請方法 ①医療機関で医療費の一部負担金を支払う。



②役場へ領収書等を持参し、申請。



③申請者口座へ助成金を振込。

申請に必要なもの

- ・領収書
- ・保険証
- ・特別医療受給者証(青色)
- ・振込先口座が分かるもの

助成額 医療機関で支払った一部負担金の額
(特別医療費の一部負担額分が対象)

- ※ 保険適用外の費用(健診、予防接種、診断書料など)は対象外。
- ※ 学校、保育園等でけがをした場合は、学校保険の適用が優先。

岩美町特別医療費助成制度とは・・・

ひとり親家庭などの方々の健康の保持及び生活の安定を図り、その福祉を増進することを目的とし、医療保険等で医療を受けられた時の自己負担分を助成しています。

◎ ひとり親家庭

[対象者] 18歳の年度末までの児童及びその養育者

[所得制限] 所得税非課税世帯

[一部負担金等]

区分	自己負担 (1医療機関ごと)	月額負担上限額	
		低所得者世帯※	一般所得世帯
入院	1,200円/日	15日/月まで (18,000円/月)	上限なし
		4日/月まで (2,120円/月)	
通院	530円/日	4日/月まで (2,120円/月)	

※ 市町村民税非課税世帯(「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けた方)

★院外薬局での自己負担は全額助成

問い合わせは、
役場住民生活課
TEL73-1415まで